受付
'R08.10.23
沖縄県医師会

日医発第1449号（保険）
令 和 8 年 10 月 22 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和８年 10 月 13 日付け令和８年厚生労働省告示第 373 号及び令和８年厚生労働省告示第 374 号をもって薬価基準等の一部が改正され、同年 10 月 14 日から適用することとされました。

これを受け、令和８年 10 月 13 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

１．新医薬品の薬価収載について

（１）令和８年 10 月７日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬９品目、注射薬３品目及び外用薬２品目）が、薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

- 関連通知等：添付資料１中の厚生労働省告示第 373 号
- 品目の概要：添付資料３

（２）（１）のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- オーゼイフル錠 0.5mg、同錠 1mg 及び同錠 2mg
- ブリヌスプリ錠 25mg

・　リンヴォック内用液 0.1%（1mg/mL）
・　イムルリオ錠 200mg
・　ヒアニュオ錠 10mg
・　イムシブリー皮下注 10mg
・　ヒブサーゴ皮下注 150mg シリンジ
・　ビレーズトリ 14.4 エアロスフィア 56 吸入及び同 14.4 エアロスフィア 120 吸入

〔 ➢ 関連通知等：添付資料２中の記４ 〕

※その他の改正については添付資料２をご参照ください。

（添付資料）

１．官報（令和８年 10 月 13 日 号外第 224 号抜粋）
・令和８年厚生労働省告示第 373 号、374 号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和８年10月13日付け 保医発1013第１号　厚生労働省保険局医療課長）

３．新医薬品一覧表
（令和８年 10 月７日 中医協総会資料（総－１）抜粋）

○厚生労働省告示第三百七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第１条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第10部　（略） 第11部　追補　(7) 内用薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） イムルリオ錠200mg / 200mg１錠 / 27,551.80 オーゼイフル錠0.5mg / 0.5mg１錠 / 22,773.30 オーゼイフル錠１mg / １mg１錠 / 22,792.50 オーゼイフル錠２mg / ２mg１錠 / 22,838.80 （は） ヒアニュオ錠10mg / 10mg１錠 / 6,941.00 ブメリティカプセル231mg / 231mg１カプセル / 2,066.00 ブリヌスプリ錠25mg / 25mg１錠 / 24,695.70 （ら） ラプシド錠25mg / 25mg１錠 / 929.00 リンヴォック内用液0.1％（１mg／mL） / 180mg180mL１瓶 / 343,101.60 注射薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） イムシブリー皮下注10mg / 10mg１mL１瓶 / 349,863 （さ） ステラーラ皮下注45mgバイアル / 45mg0.5mL１瓶 / 211,919 （は） ヒブサーゴ皮下注150mgシリンジ / 150mg１mL１筒 / 183,015 外用薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （は） ビレーズトリ14.4エアロスフィア56吸入 / 56吸入１キット / 4,936.40 ビレーズトリ14.4エアロスフィア120吸入 / 120吸入１キット / 10,505.00	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第10部　（略） （新設）

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アナキンラ製剤 セトメラノチド酢酸塩製剤 ベピロビルセンナトリウム製剤	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アナキンラ製剤 （新設） （新設）

附　則

この告示は、令和八年十月十四日から適用する。

○厚生労働省告示第三百七十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月十四日から適用する。

令和八年十月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス

コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤、イサツキシマブ製剤、セトメラノチド酢酸塩製剤及びペピロビルセンナトリウム製剤

二　（略）

コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シバグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤、ガラダシマブ製剤、グセルクマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ製剤、アナキンラ製剤及びイサツキシマブ製剤

二　（略）